

施策 3-5 スポーツ活動の推進

【現状と課題】

スポーツやレクリエーション活動は、健全な心身の発達、生きがいのある豊かな生活の実現に重要な役割を果たすもので、健康志向や余暇時間の増大に伴い、健康づくり・体力づくり、社会参加による生きがいづくりなど様々なニーズが高まりを見せています。

こうしたことから、生涯にわたって親しむことのできるスポーツやレクリエーションの普及・推進が求められています。

【施策の方向】

1 スポーツ・レクリエーション活動の振興

矢掛町スポーツ推進委員会や「いつでも、どこでも、だれでも気軽にスポーツに楽しむことのできる環境づくり」を目指して設立された総合型地域スポーツクラブ等、各スポーツ関係団体との連携を充実させ、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。

矢掛本陣マラソン全国大会では、公認コースの取得による競技スポーツとして、また健康・体力づくりの大会として、スポーツの振興を図ります。

2 社会体育施設の有効利用

矢掛町総合運動公園や矢掛町B&G海洋センター等の施設を、総合型地域スポーツクラブ、各スポーツ団体等と連携し、有効利用を図ります。

また、指定管理者制度を取り入れながら、施設の有効利用を図ります。

【具体的な取り組み】

- ◆軽スポーツ・ニュースポーツ等のレクリエーション大会等の実施
- ◆総合型地域スポーツクラブの自立に向けた指導・育成
- ◆子どもから大人まで、高齢者や障害者等を含めたより多くの人々が参加することができる大会や教室を開催し、スポーツ・レクリエーションを楽しむ場の提供

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
ニュースポーツ大会等 参加者	1,028人	1,100人	1,200人	レクリエーション大会 カローリング大会 ニュースポーツ大会ほか
本陣マラソン全国大会 参加者	1,947人	2,300人	2,500人	矢掛本陣マラソン 全国大会

施策3-6 文化の振興

【現状と課題】

矢掛町では、やかげ文化センター、やかげ郷土美術館、町立図書館などの機能充実に努めてきました。今後は、文化振興に関する情報を収集し、町民の学習ニーズに対応した情報の提供及び芸術・文化団体の育成・支援の必要性があります。

また、町内の文化財の保存と活用については、町民の文化財保護意識と郷土愛を育みながら、先人が守り伝えた歴史遺産と伝統文化の活用を図ってきました。中でも、旧矢掛宿の伝統的な町並みは、町を代表する歴史遺産として後世に継承していく必要があります。心豊かなふるさとづくりを進めるには、町民へ広く文化財の情報を提供しながら、歴史遺産や伝統文化の保護・保存と活用のバランスを考慮しながら推進していくことが課題です。

【施策の方向】

1 芸術・文化の振興

町民の芸術活動や文化活動に対する理解や関心を高め、町民による幅広い自主的な活動と文化施設の活用を促進し、優れた芸術文化を提供する機会を増やすとともに、文化活動を担う人づくりを推進します。

図書館においては、蔵書の充実を図るとともに、地域ボランティアと連携を図り、子どもの読書活動の一層の充実に努めます。また、図書館司書の学校への派遣により学校図書館活動の支援を行います。美術館では、郷土にゆかりある美術品等の収集・展示を推進し、魅力ある企画展や子どもを対象とした講座を実施するなど、入館者の増加に努めます。

2 文化財の保護及び活用

町内に存在する指定文化財・未指定文化財の研究を行い、適切な保護・保存施策を講じます。また、町民の文化財保護意識の高揚を図るため、より多くの町民が文化財を身近に感じられる機会の提供に努め、文化財を守り、後世に継承していくよう、意識の啓発を積極的に進めます。さらに、旧矢掛宿の町並みについては、保存と活用の研究を行います。

【具体的な取り組み】

- ◆美術館における魅力ある企画展の開催
- ◆郷土の文化財の周知活動及び企画展の開催
- ◆重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指した取り組み

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
図書館入館者数	82,586 人/年	83,000 人/年	83,000 人/年	講座・読み聞かせ・ 広報活動 等
美術館入館者数	25,970 人/年	30,000 人/年	30,000 人/年	企画展・美術館講座等

【用語解説】

★重要伝統的建造物群保存地区

城下町・宿場町・門前町・港町・農村・漁村などの伝統的建造物群及びこれと一体をなして歴史的風致を形成している環境を保全するために市町村が定める地区を「伝統的建造物群保存地区」といい、このうち、文化財保護法第144条の規定に基づき、特に価値が高いものとして国が選定したもの

■重点目標3 安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の

整備と福祉制度の拡充

基本目標4 人にやさしく、健やかに暮らせるまちづくり

施策4-1 健康づくりの推進

【現状と課題】

矢掛町では、「健康やかげ21」に基づき保健、福祉、医療、教育が連携した総合的な健康づくりを推進しています。その拠点となる健康管理センターは、栄養指導・保健指導に加え、諸施策を立案・実施しており、また、トレーニングルームの機器の充実とともに、指導職員を配置するなど、町民の健康づくりをサポートしています。

生活習慣病予防を目的とした「特定健診」「特定保健指導」が義務化されたことに合わせ健診を強力に推進した結果、平成26年度の受診率は60.0%で、所期目標を達成しています。今後は、受診気運の定着へとステップアップする時期にきています。

食育面では、近年の「食」の重要性に対する意識の欠如、脂肪の過剰摂取や野菜の摂取不足による栄養の偏り、食の安全上の問題など、心身への影響が懸念されています。矢掛町では、平成22年3月、「食育推進計画」を策定し、以来、町民、関係機関、関係団体と行政が協働して、食育を推進しています。

人や周囲と関わる機会の減少、父親の育児への協力不足、母親の孤立化などが原因となって、母親の育児に対する不安が増大しています。また、発達障害に関する相談件数も増加しています。このため、安心して出産ができ、子どもたちの心身ともに健全な発達に向けた関係機関の連携した支援が必要となっています。

また、心の健康を害する人が増加傾向にあり、楽しみや生きがい、休養とストレスの解消など、ゆとりを持った生活が送れる環境づくりも必要となっています。

【施策の方向】

1 生涯を通じた健康づくり

誰もが住み慣れた町で安心して暮らせるよう、乳幼児から高齢者まで「生涯を通じた健康づくり」を目標に、食事・運動・休養に視点を置いた取り組みを推進します。

また、「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、自ら積極的に心身の健康づくりを実践する「一次予防」に重点的に取り組みます。

死因の第一位を占め、日本人の国民病と言われる「がん」は、喫煙、食生活及び運動などの生活習慣に起因することが多く、このため、生活習慣の改善に向けた啓発を行っていきます。また、がん検診の受診を促進し、早期発見・早期治療に努めます。

食育については、健康づくりと合わせて、平成28年度から施行される「健康やかげ21・食育推進計画」に基づき食の安全・安心に向けた諸施策を実施します。

2 感染症対策の充実

近年、感染症を取り巻く状況が厳しさを増しています。このため、多くの広報媒体を活用しながら正しい知識の情報提供、手洗い、うがい等、予防・衛生教育、予防接種の推進が必要となっています。矢掛町では、平成26年度に見直しを行った「矢掛町新型インフルエンザ行動計画」などを基本に、引き続き、予防活動や啓発に努めます。

3 母子保健の充実

妊娠届出時に保健師による妊婦面談など、母子への早期支援体制を図り、妊娠・出産・育児にかかる不安感・負担感を軽減し、また、虐待等の未然防止に努めます。

また、愛育委員の協力を得て行っている養育支援訪問事業、発達障害等の要観察児における相談体制の充実を図ります。

4 心の健康づくり

心の健康保持・増進のための情報提供や啓発、自殺予防に努めます。また、周囲への理解と協力を求め、精神障害者が通い、社会と交流できる場づくり、当事者だけでなく、家族への支援、精神疾患への正しい知識の普及に努めます。

【具体的な取り組み】

- ◆肥満防止対策の普及、ポピュレーションアプローチ等、医療機関や事業所との連携による特定保健指導の参加しやすい体制づくりの推進
- ◆予防接種の啓発活動
- ◆各種検診への受診勧奨と重複・頻回受診者への訪問指導の充実
- ◆健康管理センター機器の計画的更新と導入

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
特定健診受診率	60.0%	共に60% を維持	共に60% を維持	—
特定保健指導終了率	62.5%			
トレーニングルーム利用者数	14,757人/年	15,000人/年	16,000人/年	国保ヘルスアップ事業

【用語解説】

★ポピュレーションアプローチ

町民全体に対する健康向上に対する働きかけを行い、集団全体の健康状態を向上させること

施策4-2 地域福祉推進体制の充実

【現状と課題】

地域の中で、子どもから高齢者まで、誰もが生き生きと生活し、人としての尊厳が重んじられるノーマライゼーション理念のもとに、必要な福祉サービスが提供される地域福祉の推進が求められています。

多くの人材によって支えられる福祉分野では、行政が提供できるサービスには限界があるため、地域が中心となって相互に助け合い、安心・安全に暮らせる共助の体制へと転換していく必要があります。

【施策の方向】

地域全体で「自立」と「安全・安心」を支えていく地域福祉の実現と適正な福祉サービスを行うため、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、福祉ボランティア、関係団体の連携し、地域の人材を活かした事業の推進を図るとともに、専門的人材育成や資質の向上に努め、町民ボランティアの育成と支援に努めます。

【具体的な取り組み】

- ◆社会福祉協議会の支援
- ◆地区社協の支援
- ◆民生委員児童委員活動の推進
- ◆ボランティア活動の支援・育成
- ◆成年後見制度に係る町民後見人の育成・支援

【用語解説】

★成年後見制度

成年後見制度は、知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをし、その方を援助してくれる人をつける制度

施策 4-3 高齢者福祉の充実

【現状と課題】

平成18年4月に30.68%だった高齢化率は年々増加し、平成27年4月は35.99%で、超高齢社会を迎えています。

高齢者がいつまでも自立した生活を送るためには、長寿社会の中で「健康寿命」を延ばし、支援や介護を必要とする期間を少しでも短くすることが大切な時代となっています。また、年々深刻化する問題として、認知症が挙げられます。相談件数も増加しており、こうした問題の軽減には、認知症への理解、症状の早期発見・早期対応が重要となります。このため、家族や専門機関が連携したシステムを確立していく必要があります。

【施策の方向】

若年時から取り組むことができる健康維持プログラムとして、健康保持・増進のための運動やリハビリ、認知症予防対策、家庭介護教室等を立案します。また、高齢者にも当該プログラムへの参加を促し、世代間・地域間での交流の場の提供など、社会参加を通して、高齢者を孤立させない地域づくりに努めます。

【具体的な取り組み】

- ◆健康リーダー、認知症サポーター養成講座の開催
- ◆介護者が一人で患者を抱え込まないための認知症カフェの設置

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
地域包括支援センター 相談数	1,171件	1,320件	1,440件	—
認知症サポーターの人数	928人	1,250人	1,500人	—

施策 4-4 障害者福祉の充実

【現状と課題】

身体障害者、知的障害者の高齢化、障害の重度・重複化が進んでおり、また、現代社会におけるストレス等を要因とした精神障害が増加しており、障害者福祉の充実が益々必要となっています。

矢掛町では、「矢掛町障害者計画」と「矢掛町障害福祉計画」に基づき、人格と個性を尊重し支え合う「共存社会」の実現を目指し、障害者福祉施策を展開しています。

障害のある人もない人も、ノーマライゼーションを基本理念として、在宅生活支援、本人の望む生活を支援するための情報提供、相談支援の充実、雇用・就労支援の拡充が今後の課題となっています。

【施策の方向】

理解と協力の推進

(1) 広報・啓発活動の推進

住民一人ひとりの障害および障害者への正しい理解と認識を深めるため、広報紙等を利用し、また、障害者関係団体との連携強化と啓発活動、行事の支援を促進します。

(2) ボランティア活動の推進

障害者自身の自立促進および障害者と住民の相互理解と交流促進のため、手話通訳や要約筆記といったコミュニケーション支援のためのボランティア活動を支援します。

(3) 福祉教育の推進

相互の理解を促進するため、行事等を利用して両者が交流する場を設けるとともに、講演会や研修会の定期的な開催を通して、住民への障害についての理解促進に努めます。

【具体的な取り組み】

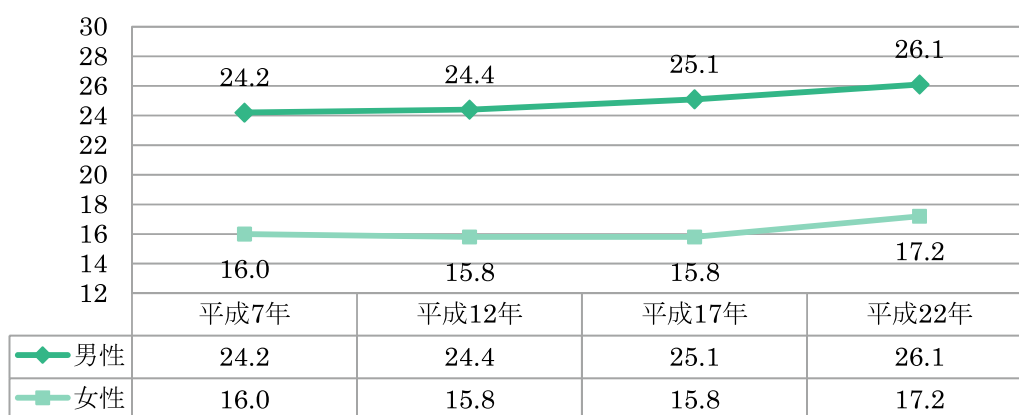
- ◆自立支援協議会を通じた問題解決のための啓発活動、交流機会の増加
- ◆就労支援事業所通所者への支援

施策4-5 結婚活動の支援

【現状と課題】

矢掛町の未婚率（15歳以上の人口に占める未婚者の割合）は平成7年時点で男性24.2%、女性16.0%でしたが、平成22年時点では男性26.1%、女性17.2%となり、年々上昇を続けています。結婚は矢掛町への定住及びその後の出産及び子育てにつながり、少子化に歯止めをかけるためには、結婚推進は重要な施策であります。当然のことながら、結婚は個人の価値観に基づいて選択されるものでありますが、結婚を希望していても結婚ができない若者が増加しており、矢掛町においても未婚者への結婚支援を行う必要があります。

矢掛町の未婚率推移（%）



出典：国勢調査

【施策の方向】

結婚相談所を委託運営し、登録・紹介・相談業務の推進に努めます。また、出会いの場を提供するカップリングイベント、独身者を対象とした結婚セミナー等の一層の充実を図り、男女の出会いの場を提供することで、結婚したい人の希望がかなうような環境づくりを推進します。その他、現在実施している井笠圏域3市2町等の広域カップリングイベントも積極的に活用しながら、より広域的で効果的な事業を行います。

【具体的な取り組み】

- ◆結婚セミナーの実施や出会いの場の提供事業の推進
- ◆結婚相談所運営拡充

【目標指標】

目標指標	H22 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
男性未婚率	26.1%	25.0%	24.0%	結婚推進事業
女性未婚率	17.2%	16.0%	15.0%	結婚推進事業

施策4-6 子育て環境の充実

【現状と課題】

わが国における戦後の合計特殊出生率は、終戦直後のベビーブーム期には4.32であったものが、その後低下を続け、平成17年には、1.26と戦後最低の水準を更新し、平成25年には1.43に上昇したものの、現状人口を維持するために必要な2.08を大きく下回っており、少子化は依然として進行しています。矢掛町においても14歳以下の年少人口は平成2年から20年間で10.2%減少しており、少子化が顕著化しています。

また、子育て家庭を取り巻く環境も変化を続けており、子育て家庭の生活環境はきわめて不安定になっています。そして、地域のつながりの希薄化も問題として挙げられ、子どもとの関わり方に迷う親、子育てに自信をなくし不安や負担感を抱える親が増えています。こうした家庭環境および社会状況が育児不安を助長し、子どもの育ちや発達にも大きな影響を及ぼしています。このような状況下、平成27年度、「質の高い保育・学校教育・保育の提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実」を目的として、「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

住民一人ひとりが少子化や子育てについて関心を持ち、家庭・学校・地域・企業・行政が役割分担し、緊密な連携をとりながら、一体となって取り組むことが課題となっています。

【施策の方向】

1 質の高い教育・保育の環境整備

- (1) 保護者の子どもの教育に対する高い関心に対応し、教育環境の整備や指導力向上に努めます。
- (2) 子どもが日常を過ごすための居場所や子どもや親同士が交流できる場を提供します。
- (3) 子どもと保護者のコミュニケーションや、様々な地域住民とふれあえる機会の提供に努めます。

2 すべての子どもと親への支援

- (1) 次世代の親となる年齢層の人が安心して子育てができるよう、子育てに関する勉強、ふれあいの場を提供します。また、地域活動や異年齢との交流の機会を設けます。
- (2) 子どもに対する健康状態を適切に把握し、健康のための具体的な対策を専門家から得られるような情報提供体制の整備や医療体制の充実を図ります。
- (3) 子育て家庭における医療、教育等にかかる費用について支援を強化します。

3 子育てと仕事の両立

- (1) 就労と子育てが両立でき、様々な就労形態においても子どもの健やかな成長の妨げにならないよう、子育てへの理解の促進に努めます。
- (2) 現在実施している子育て支援サービスを継続実施し、ファミリーサポートセンターや休日保育、病児病後児保育事業について、引き続き検討します。

4 地域における子育て支援の強化

- (1) 子育て関係機関・団体の連携の強化を図り、児童館を拠点として、子育てサークルやボランティアへの支援を充実します。
- (2) 安全な道路環境の整備、公共施設のバリアフリー化を推進し、子育て中の保護者が外出しやすい町になるよう努めます。
- (3) 交通安全を推進し、犯罪への未然防止策として、防犯笛や不審者情報配信メールなど、犯罪被害から子どもを守る体制を充実させるほか、地域における見守り体制の強化に努めます。

【具体的な取り組み】

- ◆児童館の建設と子どもの遊び場づくり、体験活動の場の充実
- ◆親子の健康づくり・子育て支援事業の充実
- ◆多様な保育サービスの充実
- ◆子育て支援に向けたネットワークの整備・拡充
- ◆認定こども園の継続調査

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
合計特殊出生率	1.28	1.41	1.50	—
放課後児童クラブ登録 児童数	102人	120人	120人	子育て支援事業
子育て支援メール登録 者数	208人	220人	230人	子育て支援事業
児童館の利用者数	—	10,000人	11,000人	子育て支援事業

【用語解説】

★児童館

児童福祉法に規定する児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設

施策4-7 ひとり親家庭支援の充実

【現状と課題】

国内の離婚件数は、平成14年の約29万件をピークに、近年は年間23万件前後の高い水準で推移しています。また、矢掛町でのひとり親家庭等は、平成27年度時点において約130件となっています。このようなひとり親家庭等のなかには、家計と子育てという家庭責任を保護者一人で担っているため、社会的・経済的・精神的に不安定な状況で、育児や家事、教育など、日常生活面での悩みを抱えながら生活しているケースもあります。

この複雑・多様な問題に、適切できめ細かな対応ができる相談・指導体制の充実や経済的支援、子育て支援のさらなる推進により、ひとり親家庭等の自立と生活の安定を図る必要があります。

【施策の方向】

1 相談・指導及び体制の充実

ひとり親家庭での心配ごと・悩みごとなどについて、保健福祉課子育て・福祉相談員による相談体制の整備のほか、備中県民局ひとり親自立支援員によるひとり親自立支援相談を随時開催するなど、多方面からの支援を実施します。

関係機関との連携を強化するとともに、気軽に相談できる体制を整備するなど、総合的な支援の推進を図ります。

2 自立のための総合的な支援

ひとり親家庭等医療費公費負担制度や児童扶養手当の支給、ひとり親の就業支援等の推進、資格取得のために養成機関において修業する間の生活費の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付などの経済的支援をはじめとして、子育て支援・生活支援など自立のための総合的な支援に努めます。

【具体的な取り組み】

- ◆ひとり親自立支援相談の開催（随時）

施策4-8 生活（低所得者）福祉の充実

【現状と課題】

生活困窮に陥り自分の力では生計を維持できない世帯は、全国的に増加を続けています。矢掛町の保護率は、平成19年度以降、0.5%前後で推移してきましたが、近年は上昇傾向にあり、平成27年度時点で0.62%となっています。被保護世帯の多くは、社会的に弱い立場にある人々で、十分な就労ができず、やむなく保護を受けるに至ったケースが大半です。矢掛町では、県の生活保護担当者と連携し、被保護者の自立を促進する取り組みを行っていますが、被保護世帯の固定化が課題となっています。今後も継続して被保護者世帯の実態把握に努め、積極的な自立促進を図る必要があります。

また、平成27年度からの「生活困窮者自立支援法」の施行により、福祉事務所単位で相談窓口を設け、生活保護に至る前の生活困窮者への積極的な支援を行うことが制度化されました。福祉事務所未設置の矢掛町においても、実施主体となる備中県民局、町社会福祉協議会との連携のもと、生活困窮者の就労・自立に向けた一層の支援に取り組む必要があります。

【施策の方向】

1 経済的自立の促進

生活保護制度の趣旨に基づき、要保護者の事情を十分把握しながら、各種福祉施策を活用し、低所得者の生活意欲の助長と経済的安定を促進します。就職可能者については、積極的に就職を斡旋するなど、経済的自立の支援に努めます。

2 相談体制の充実

保健所や民生委員児童委員、社会福祉協議会など、関係機関との連携を強化し、生活指導、助言など気軽に相談できる体制を整備するなど、総合的な援護の推進を図ります。

3 生活困窮者への支援

平成27年度から施行となった「生活困窮者自立支援法」に基づき、備中県民局との連携のもと、保健福祉課内に相談窓口を設け、生活保護に至る前の生活困窮者の就労・自立に向けた取り組みを積極的に支援します。

【具体的な取り組み】

- ◆生活保護制度の適切な運用
- ◆生活保護に至る前の生活困窮者を対象とした相談窓口の設置

施策4-9 社会保障・介護保険の充実

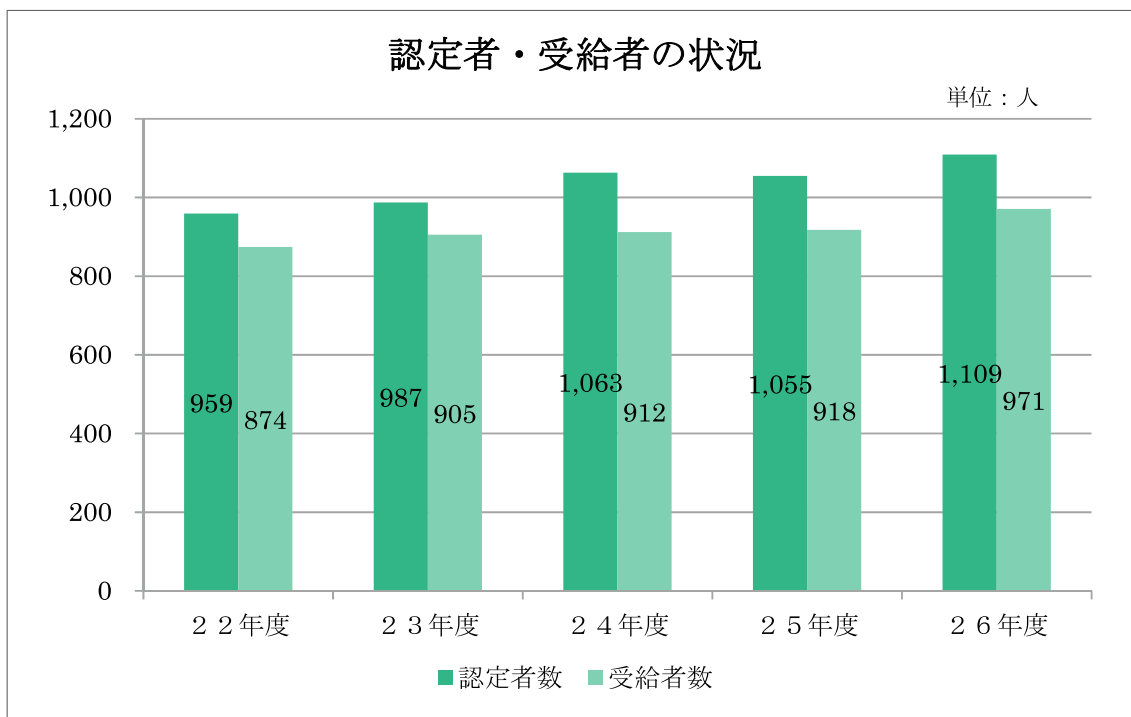
【現状と課題】

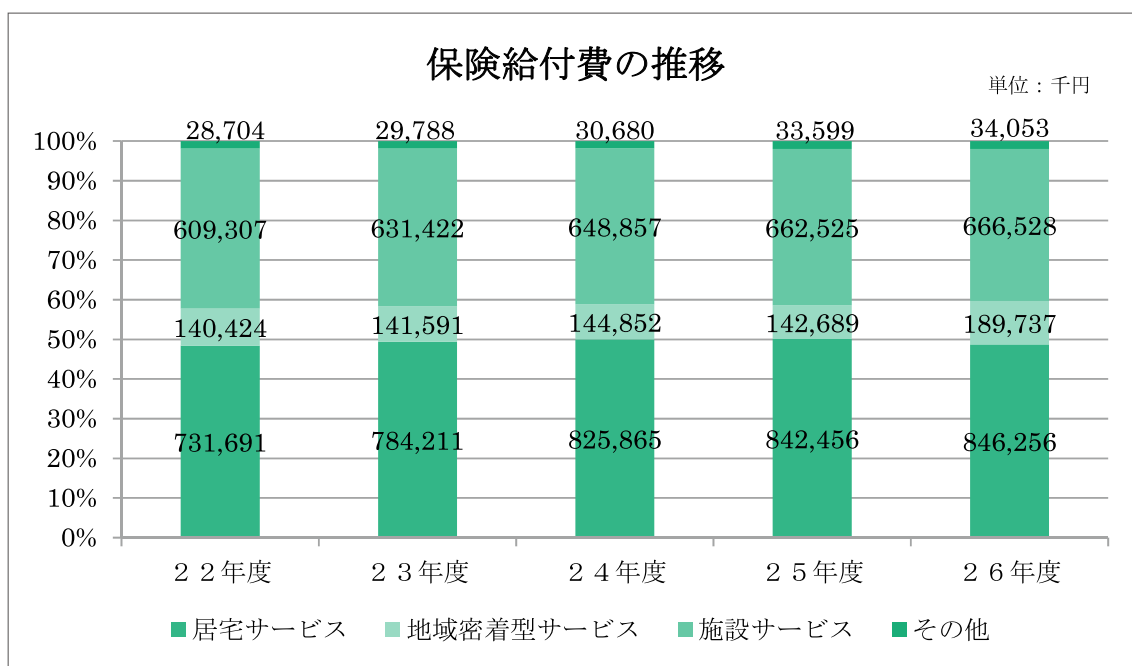
超高齢社会における介護問題の解決を図るため、要介護者等を社会全体で支援するしくみとして、平成12年度に介護保険制度が創設されました。矢掛町のサービス利用者は、創設当時の477人（65歳以上人口に対する利用率10.0%）から、地域社会や家族構成の変化により、平成26年度末では971人（同18.1%）に、また保険給付費は7億3,800万円から17億3,700万円（2.3倍）に増加し、介護保険制度は介護を必要とする高齢者を支える制度として定着してきました。

平成27年度を初年度とする「第6期矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」においては、「自助・近助・共助・公助でつくる、高齢者が健やかで安心して暮らせるまち“安心・安全あったか 矢掛”の実現」を基本理念として位置付けており、すべての高齢者が住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、笑顔で安心していきいきとした生活を送ることができる社会をつくるために、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、在宅医療介護連携の推進等の取り組みを展開しています。

コーホート変化率法による推計では、平成32年には矢掛町の高齢化率は、38.3%と推測され、さらに団塊の世代が65歳を迎えた平成27年問題、その10年後に75歳を迎える平成37年問題にみられるように、介護が必要となる高齢者、特に認知症高齢者の増加が懸念されます。

こうした中、「地域包括ケアシステム」の構築とともに、地域支援事業（介護予防事業）の取り組みを、より一層推進する必要があります。





【施策の方向】

1 在宅生活を支える支援策の充実

住み慣れた自宅又は地域で、できるだけ長く生活ができるよう、生活支援サービスや相談窓口を充実します。また、近所でのつながりや行政、各種関係機関、民生委員児童委員、NPO、ボランティア、自治会、町内会、老人クラブ等が連携を図り、地域全体で高齢者の生活を支えるための地域ネットワークを強化します。

2 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が要介護状態又は要支援状態になることを予防し、活動的で生きがいをもって生活できるよう支援するとともに、地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、高齢者自らが主体的に介護予防に取り組む地域社会の構築を目指します。

3 介護保険サービスの適正な運営

介護保険事業全般の充実と質の向上を目指し、サービスの必要な提供体制を確保するとともに、質の高い介護サービスやケアマネジメントを実現する様々な施策を推進し、利用者の視点に立った利用しやすい環境づくりを目指します。また、将来にわたって、安心してサービスが提供できるよう、介護給付適正化に努めます。

【具体的な取り組み】

- ◆生活支援ボランティアの養成、認知症の理解を図る研修会の開催
- ◆関係者のネットワークの構築や資源開発を推進する「地域ケア会議」の開催
- ◆民営・民活による介護老人保健施設の設置

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
生活支援ボランティア 人数	—	5人	10人	
住民主体による通所型 サービスの提供	—	10件	20件	

【用語解説】

★コーホート変化率法

「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す

例えば、平成14年4月2日～15年4月1日生まれのコーホートは、平成17年4月1日時点で満2歳、平成21年4月1日時点で満6歳となり、平成21年度の小学1年生となる人々の集団である

「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である

推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、この方法を用いることができる

施策4-10 国民健康保険制度の充実

【現状と課題】

国民健康保険は、被用者保険等の加入者を除く75歳未満のすべての人を対象とする公的医療保険制度です。全国的に加入者の高齢化が進み、医療費水準が高く、財政運営上大きな問題となっています。

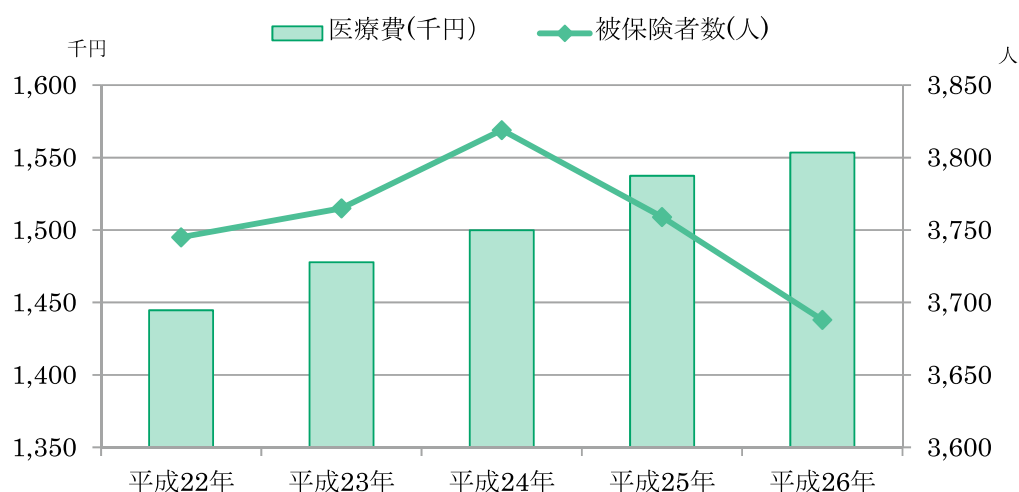
矢掛町においては、特定健康診査・特定保健指導を積極的に推進しており、受診率向上に努めています。また、無駄な医療費を節約するため、ジェネリック医薬品の普及啓発やレセプト点検を実施しています。

保険税については、収納対策として、長期滞納者・多額滞納者に対して、納税相談等を実施するとともに、短期被保険者証・資格証明書の発行を行うなどの対策により収納率の向上に努めています。

しかし、今後高齢化がさらに進み、制度の構造的な問題などにより、国民健康保険事業の運営はますます厳しくなっていくことが予想されます。なお、平成30年度から岡山県が財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担い、事務の効率化・広域化を図っていきます。市町村は引き続き資格管理、保険給付、賦課・徴収、保健事業等地域におけるきめ細かい事業を行っていく上で、適正かつ健全な事業運営になお一層取り組む必要があります。

◆国民健康保険被保険者数及び医療費の状況

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
世帯数(世帯)	2,158	2,172	2,209	2,194	2,177
被保険者数(人)	3,745	3,765	3,819	3,759	3,688
医療費(千円)	1,444,610	1,477,711	1,499,896	1,537,387	1,553,516
1世帯当たり費用額(千円)	669	680	679	701	714
1人当たり費用額(千円)	386	392	393	409	421



【施策の方向】

1 健康づくりの推進

保健・医療・福祉・介護の各部門が連携し、特定健康診査・特定保健指導のさらなる推進を図り、自己健康管理意欲を高め、自主的に健康づくりを実践できる環境を整備し、医療費の適正化に努めます。

また、レセプトや特定健診等のデータ分析を行い、効果的・効率的な保健事業を推進します。

2 保険税の収納促進

長期滞納者については、被保険者証の返還及び短期被保険者証・資格証明書の交付を行い、国民健康保険制度の理解が深まるよう啓発し、納税相談等の実施により収納率向上を図るなど健全な事業運営に努めます。

3 医療費の適正化

医療費の抑制を図るため、ジェネリック医薬品の差額通知を行い、普及啓発・医療費の適正化に努めます。

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
ジェネリック医薬品による医療費削減効果	11,040 千円	14,500 千円	15,000 千円	—

【用語解説】

★ジェネリック医薬品

新薬の特許期間の切れた後に、他社が製造する新薬と同一成分の薬
効能、用法、用量も新薬と同様であるが、開発費がかからないため価格が安い

★レセプト

患者が受けた診療について、医療機関が保険者（市町村や健康保険組合等）に請求する医療報酬の明細書のこと

施策4-1-1 救護施設の充実

【現状と課題】

町立矢掛寮は救護施設として、県内の各福祉事務所や県からの委託を受けて、要保護者（定員50名）を受け入れています。

入寮期間の長期化・高齢化に伴い、平均年齢は69歳、平均在寮期間は17年となっており、人生の大半を施設で過ごされる入寮者も多くおられ、健康状態の低下、身体機能の衰弱も感じられます。

このような状況の下、介護、支援に要する多大な労力と、看護面での身体・精神状況の変化への対応により、職員の負担が急増しています。

施設については、昭和38年5月に開設以来、半世紀を経過する中、老朽化やバリアフリー化、耐震化、消防法等、施設の管理面で深刻な状況となっています。

【施策の方向】

1 処遇の充実

入寮者の基本的人権が尊重され、優しさにあふれ、快適で、元気な寮生活が送れるよう支援します。高齢化、重複障害にも対応できるよう、施設内自立・社会生活自立を含め、利用者の希望要望を踏まえた個別支援計画を推進します。

また、施設内での各種クラブ活動、地域社会との交流等を通じ、生きがいを持って生活できるよう環境づくりに努めるとともに、地域生活移行支援機能に向け一層の努力に努めます。

2 施設の充実

施設の老朽化並びに施設基準に対応するため、施設改修ならびに維持補修に努めます。

さらに今後の福祉制度の動向、同種施設の実態を把握しながら、施設の組織運営について研究を進めます。

【具体的な取り組み】

- ◆入寮者の満足度向上に向けた生活スケジュールの立案
- ◆入寮者の良好な生活環境の保持に向けた環境整備

施策4-12 介護老人保健施設の充実

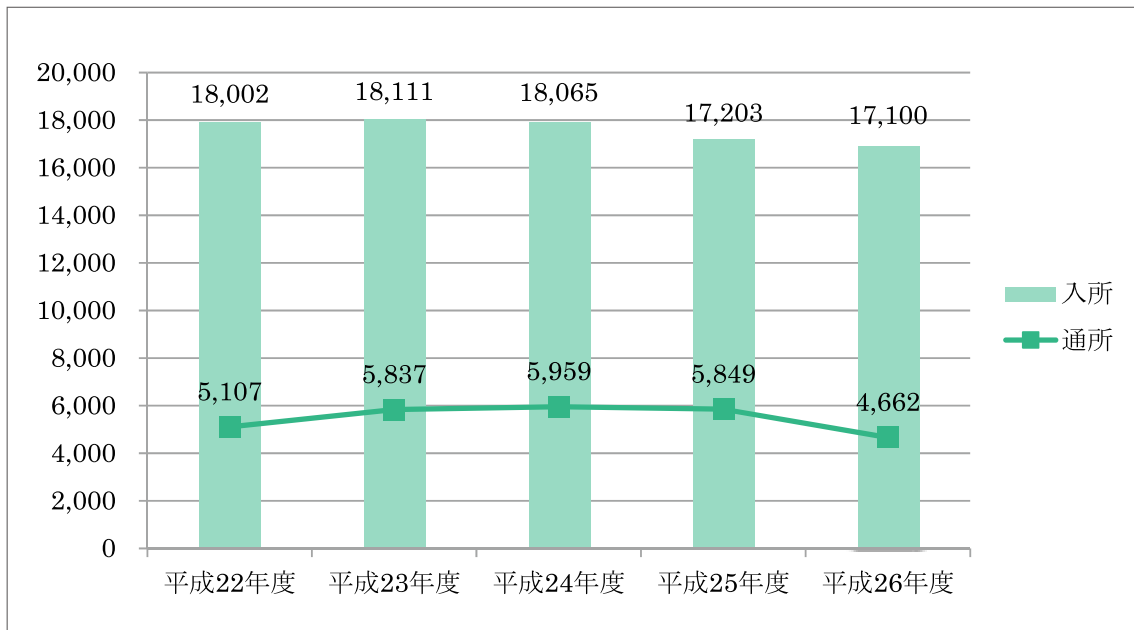
【現状と課題】

1 利用者数の減少

矢掛町介護老人保健施設たかつま荘の入所及び通所利用者数は年々減少しています。平成26年度は通所利用者数が前年度と比較して20.2%（△1,187人）も減少し、利用者の確保が課題となっています。

■利用者の推移

単位：人



2 施設の老朽化

平成27年度で開設20年となり、その間、大規模な施設改修もなく、屋上防水、空調、電灯設備など老朽化対策が必要です。

【施策の方向】

介護保険法では、介護老人保健施設は「利用者の生活機能を向上させ、在宅へ戻す施設」との位置づけから、平成27年度の介護報酬改定では、在宅強化型へのさらなる評価やリハビリの推進などがより明確に示されたものとなりました。

これからの方向性としては、そのようなことを踏まえた上で、利用者増につながる、付加価値のある施設改修を行い、施設機能と利用者へのサービス向上に努めます。

【具体的な取り組み】

- ◆施設機能の見直し及び計画的施設改修

施策4-13 地域医療体制・救急体制の充実

【現状と課題】

矢掛町国民健康保険病院は、1日平均外来患者数約210人、入院患者数は約100人、救急車搬入数年間450～500件で、内科・外科を中心とした一般的な診療科とCT・MRIなどの高度医療器械を有する病床数117床の町立病院です。また、町内で唯一の救急告示病院として大きな役割を果たしています。

今後予測される町全体の人口推計は、減少傾向にあるものの、高齢化率の上昇により医療を必要とする人口は平成27年と同水準と予想されており、現状の地域医療体制規模を維持していく必要があります。

医師・看護師等の人材確保は最重要課題であり、人材不足により医療環境の充実が困難な状況となっています。さらに、人材不足の収益に与える影響も大きく、厳しい病院運営が続いています。医師等の医療スタッフの確保を図り、町民の安心につながる救急医療体制の維持・発展、また、医療介護連携を強化し、在宅での医療支援の拡充が課題となります。

■患者数の推移

(単位：人)

	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	延患者数	1日平均	延患者数	1日平均	延患者数	1日平均	延患者数	1日平均	延患者数	1日平均
入院	34,762	95.2	34,113	93.2	34,820	95.4	35,099	96.2	37,521	102.8
外来	59,964	246.8	55,434	227.2	53,560	218.6	53,500	219.3	52,397	214.7
合計	94,726	—	89,547	—	88,380	—	88,599	—	89,918	—

【施策の方向】

1 地域医療体制の安定的な継続

人材確保による医療環境の充実と在宅医療介護の連携の強化という課題に取り組み、町民が安心して暮らしていくことができるように確かな病院事業を継続していく必要があります。

そのために、常勤医師・看護師などの医療スタッフが当院に魅力をもち定着できる環境をつくります。平成26年に当院の西側に医師・看護師住宅等の建設予定用地を購入しており、労務環境を整え、矢掛町に定住し医療に取り組む人材を確保し、病院施設等の充実による運営体制の確立を図ります。また、院内業務の外部委託や積極的な施設基準の見直しなどによる経営の効率化を行い、安定した経営体制を継続します。

2 地域医療介護連携の推進

町内の医療機関、施設、行政機関と密接に連携し、患者様の病状に応じた円滑で適切なケアを図るため、町民の健康・福祉・介護の総合的なサポートをめざします。そして、地域の中核病院として地域住民に信頼される病院事業を展開していきます。

3 救急医療体制の充実

24時間体制の初期医療救急病院とし救急患者を受け入れ、必要に応じて近隣の高度機能を有する病院と連携を強化することで町民が安心して暮らしてゆける体制の維持に努めます。